



小児の肺炎球菌感染症予防接種について



対象者：生後2か月～5歳の誕生日の1日前まで

この説明文書をお読みになり、「小児の肺炎球菌感染症予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

小児の肺炎球菌感染症について

(1) 病気の説明

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因のひとつです。この菌は子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は、ワクチン導入前は5歳未満人口10万対2.6～2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されていました。致命率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）の頻度はHib（ヒブ）による髄膜炎より高く、約21%が予後不良とされています。現在は、肺炎球菌ワクチンが普及し、肺炎球菌性髄膜炎等の侵襲性感染症は減少しました。

(2) 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンについて

子どもで重い病気を起こしやすい13の血清型について、子どもの細菌性髄膜炎等を予防するようにつくられたのが、小児の肺炎球菌ワクチン（13価肺炎球菌結合型ワクチン）です。

このワクチンは、2000年にアメリカでまず7価ワクチンとして接種が開始され、2010年から13価ワクチンに切り替えられました。現在では、100か国以上の国々で13価ワクチンが標準的に使用されています。このワクチンを接種することで肺炎球菌性髄膜炎や菌血症を減少することが多くの国から報告されています。わが国では、平成25年11月から接種ができるようになり、同様に侵襲性肺炎球菌感染症は減少しています。

予防接種の副反応について

副反応は、接種局所の紅斑（67.8～74.4%）、腫脹（はれ）（47.2～57.1%）、全身反応として主なものは発熱（37.5℃以上）で32.9～50.7%が認められます。〔「予防接種と子どもの健康2018年度版」より〕

接種スケジュール

接種開始年齢	回数
生後2か月以上 7か月になる1日前まで (標準的な開始時期)	<p>【初回接種】標準的には27日以上の間隔で、1歳になる1日前までに3回接種 【追加接種】初回接種終了後60日以上の間隔をあけて1歳以降に1回接種 (標準的には1歳～1歳3か月になる1日前までに接種)</p> <p>※ただし、初回のうち2回目、3回目の接種は2歳になる1日前までに接種することとし、それを超えた場合は、接種は行わない(追加接種は可能)。 また、初回のうち2回目の接種が1歳になる1日前までに行うこととし、それを超えた場合、初回3回目の接種は行わない(追加接種は実施可能)。</p>
生後7か月以上 1歳になる1日前まで	<p>【初回接種】標準的には27日以上の間隔で、1歳になる1日前までに2回接種 【追加接種】1歳以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種</p> <p>※ただし、初回接種のうち2回目の注射接種は2歳になる1日前までに接種することとし、それを超えた場合は、接種は行わない(追加接種は実施可能)。</p>
1歳以上 2歳になる1日前まで	60日以上の間隔をおいて2回接種
2歳以上 5歳になる1日前まで	1回接種

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人(37.5℃をこえる場合)
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない人
- ④ 不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない人
- ⑤ このワクチンの成分でアナフィラキシー(通常30分以内にでる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある人
- ⑥ その他かかりつけ医に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

《疾病罹患後の接種間隔について》

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風しん、水痘およびおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2~4週間程度の間隔をおいて接種します。その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に関しては、治癒後1~2週間の間隔をおいて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ① 接種後30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常がでた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- ⑥ 接種後6日間は、他の予防接種は受けられません。

* 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

草津市健康増進課	☎077-561-2323	栗東市健康増進課	☎077-554-6100
守山市すこやか生活課	☎077-581-0201	野洲市健康推進課	☎077-588-1788